第十二項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項及び第二十四項において同じ。）
	おいて、当該特定振替機関等	おいて、当該特定受託者
	これを、当該特定振替機関等	これを、当該特定受託者
第十三項	特定振替機関等	特定受託者
第十四項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十六項において同じ。）
	特定振替機関等を	特定受託者を
第十六項	特定振替機関等及び	特定受託者及び
	当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定振替機関
第二十二項	特定振替機関等	特定受託者
	提出した同条第一項	提出した同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項又は第十二項
第二十三項第三号及び前項第三号	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）

第五条の三第五項中「及び第二十四項」を「、第二十四項及び第二十五項」に改め、同項の表に次のように加える。

前条第二十五項	第一項の	次条第一項の
	同項、	同項並びに
	、第十項	、第十項、第十二項
	及び前三項	、第二十二項及び前項
前条第二十五項の表第一項第一号の項	第一項第一号	次条第一項第一号
	第二十五項	前条第二十五項
	第二十四項まで	この項
前条第二十五項の表第一項第二号ロの項	第一項第二号ロ	次条第一項第二号
前条第二十五項の表第四項第一号の項	の特定受託者	の特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）

前条第二十五項の表第二十二項の項	提出した同条第一項	提出した同法第五条の三第一項
	同条第十一項又は第十二項	同条第十二項

第六条第八項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項第一号中「をいう」の下に「。以下この号において同じ」を、「外国法人」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受契約等を締結する者が、当該引受契約等を締結する他の者が当該引受契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるものに際して当該引受契約等に係る当該民間国外債の全部を取得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受契約等を締結する者を除く。）」を加える。

第十条第六項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「の額」の下に「（以下この項において「普通償却額」という。）」を、「相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」を加える。

第十条の四を次のように改める。

第十条の四　削除

第十条の五第一項第二号中「要件」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「適用年」を「当該適用年」に改める。

第十条の六第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「、第十条の三第四項又は第十条の四第四項」を「又は第十条の三第四項」に改め、同条第三項中「、第十条の三第五項若しくは第十条の四第五項」を「若しくは第十条の三第五項」に改める。

第十一条第一項中「（第十条第四項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、「合計額（以下この条」を「合計額（次項」に、「同法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項の表の第一号中「供する」の下に「第十条第四項に規定する中小企業者に該当する」を加え、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。